

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三六二
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった件 三六三
- 生活保護法による指定介護機関の事業者の名称を変更した旨届出があった件 三六四
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 三六四
- 生活保護法による指定介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった件 三六五
- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 三六五
- 計量器の定期検査を実施する件 三六六
- 保安林の指定施業要件を変更する件 三六六
- 道路の供用を開始する件 三六七
- 電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 三六七
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三六七
- 福島県教育委員会 三六七
- 地方公務員法により処分した件 三六七
- 正誤 三六八
- 平成二十六年七月十八日付け定例第二千六百八号中 三六八

## 告 示

福島県告示第四百八十四号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残

留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年八月十五日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
平田村地域包括支援センター	石川郡平田村大字永田字戸花一五	社会福祉法人平田村社会福祉協議会	福島県石川郡平田村大字永田字戸花一五〇	平成二十六年四月一日	介護予防支援
サポート二四笹谷クリック	福島市笹谷字稲場三丁四	医療法人慈正会	同 福島市笹谷字稲場二八一四	同 五月一日	介護予防訪問リハビリテーション
石塚醫院	田村郡小野町小野新町字品ノ木一二三	医療法人慶信會石塚醫院	同 田村郡小野町小野新町字品ノ木一二三	同 日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
むろい歯科医院	南会津郡南会津町田島字本町甲三八四一―一六	室井剛史	同 南会津郡南会津町田島字本町甲三八四一―一六	同 六月一日	同
あいあい薬局門田日吉	会津若松市門田町日吉	株式会社メデイカルピー	同 会津若松市城西町五一五	同 日	介護予防居宅療養

店	こくぶ薬局 本店	字丹淵二一 四四	同 市 鶴賀町一	同 年 一月二日	管理指導 住宅療養 介護予 管理指導
ス	株式会社あ さひ調剤	六	東京都渋谷区代 々木二一五	同 年 一月二日	住宅療養 介護予 管理指導
六	株式会社ラ イトウエイ	同 市飯 野町字前川一 六	福島県福島市西 中央四七二一 三	同 年 二月二日	訪問介護 介護予 防訪問介 護
同	同	同 市飯 野町字前川一 六	同 市飯 野町字前川一 六	同 年 五月二日	居宅介護 支援事業
同	特定非営利 活動法人や すらぎの郷 いの	同 市大 森字下原田二 五	同 市大 森字下原田二 五	同 日	同
同	社会福祉法 人恩賜財団 済生会支部 福島県済生 会	同 市大 森字下原田二 五	同 市大 森字下原田二 五	同 日	同
同	株式会社天 風庵	同 県須賀川市 池上町五七	同 県須賀川市 池上町五七	同 年 五月二日	通所介護
同	株式会社リ ハライリー	同 県伊達市梁 川町大関字鎌研 三〇一二	同 県伊達市梁 川町大関字鎌研 三〇一二	同 年 六月二日	通所介護 介護予 防通所介 護
同	伊達市梁川 町幸町七九	同 市大 森字下原田二 五	同 市大 森字下原田二 五	同 日	同
同	同	同 市飯 野町字前川一 六	同 市飯 野町字前川一 六	同 年 五月二日	居宅介護 支援事業
同	同	同 市飯 野町字前川一 六	同 市飯 野町字前川一 六	同 年 五月二日	居宅介護 支援事業
同	同	同 市飯 野町字前川一 六	同 市飯 野町字前川一 六	同 年 五月二日	居宅介護 支援事業
同	同	同 市飯 野町字前川一 六	同 市飯 野町字前川一 六	同 年 五月二日	居宅介護 支援事業

サンサンケ アステーショ ン	伊達郡桑折 町谷地字道 下二〇一一	有限会社三 協ハイヤー	同 県伊達郡桑 折町字本町六四	同 年 五月一日	居宅介護 支援事業
すこやか・ ラコパ別館 あかり	福島市仲間 町四一八	社会福祉法 人すこやか 福祉会	同 県福島市沖 高字中島一四一	同 日	認知症対 応型通所 介護介 護予防認 知症対応 型通所介 護
グループホ ムさくら	耶麻郡北塩 原村大字下 吉字堂ノ下 二	医療法人佐 原病院	同 県喜多方市 字永久七六八九一	同 月二六日	認知症対 応型共同 生活介護 介護予 防認知症 対応型共 同生活介 護

(社会福祉課)

**福島県告示第四百八十五号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十六年八月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前	変更後	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
社会保険二本松 病院	独立行政法人地 域医療機能推進	二本松市成田町 一一五五三	独立行政 法人地域	東京都港区高輪 三一二一一二	

事業所の名称	事業所の所在地	変更前	事業者の名称	変更後	事業者の主たる事務所の所在地
--------	---------	-----	--------	-----	----------------

**福島県告示第四百八十六号**  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四條の二第四項において準用する同法第五十條の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の名称を変更した旨届出があつた。  
 平成二十六年八月十五日

福島県知事 佐藤雄平

（社会福祉課）

二本松社会保険 居宅介護支援センター	二本松病院附属 居宅介護支援センター	二本松市成田町 一八六七	独立行政 法人地域 医療機能 推進機構	東京都港区高輪 三二二二二二
三協ハイヤー・ サンサンケアス テーション	サンサンケアス テーション	伊達郡桑折町字 本町六四	有限会社 三協ハイ ヤー	福島県伊達郡桑 折町字本町六四
河東指定居宅介 護支援事業所	会津若松市社会 福祉協議会居宅 介護支援事業所	会津若松市河東 町郡山字中子山 二二二	社会福祉 法人会津 若松市社 会福祉協 議会	福島県会津若松 市追手町五一三 二
訪問看護ステー ション二本松	独立行政法人地 域医療機能推進 機構二本松病院 附属訪問看護ス テーション	同	同	同
	機構二本松病院		医療機能 推進機構	

事業所の名称	変更前	変更後	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
ヘルパーステー ション・シャロー ム	須賀川市稲荷町 八五一一 パン ション石堂二〇 二	須賀川市諏訪町 九	有限会社 パブリッ ク	福島県須賀川市 森宿字鍛冶山八 六
医療法人辰星会 柞病院本町通所 リハビリテーショ ン	二本松市本町一 三五	二本松市本町一 一〇三	医療法人 辰星会	同 県二本松市 本町一〇三

福島県知事 佐藤雄平

**福島県告示第四百八十七号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四條の二第四項において準用する同法第五十條の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があつた。  
 平成二十六年八月十五日

（社会福祉課）

二本松病院附属 居宅介護支援セ ンター	同 市成田町一 八六七	同	同	同
独立行政法人地 域医療機能推進 機構二本松病院 附属訪問看護ス テーション	同	同	同	同
			独立行政法 人地域医療 機能推進機 構	東京都港区高輪 三二二二二二
			社団法人全 国社会保険 協会連合会	
			二本松市成田町一 五五三	
			独立行政法人地 域医療機能推進 機構二本松病院	

サンサンケアステーション	伊達郡桑折町字本町六四	伊達郡桑折町谷地字道下二〇一	有限会社三協ハイヤー	同 県伊達郡桑折町字本町六四
--------------	-------------	----------------	------------	----------------

(社会福祉課)

福島県告示第四百八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十六年八月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	
			変更前	変更後
訪問介護事業所 おおとり	福島市笹谷字谷地前二三一五	フジケア サービス株式会社	福島県郡山市喜久田町字上追池四八一	福島県郡山市喜久田町卸一一一七一一
医療法人辰星会 枳病院本町通所リハビリテーション	二本松市本町一一一〇三	医療法人 辰星会	同 県二本松市本町一一三	同 県二本松市本町一一一〇三

(社会福祉課)

福島県告示第四百八十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十六年八月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

喜多方市 社会福祉協議会塩川ヘルパーセンター	喜多方市 塩川町身神二〇〇一	社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会	同 県喜多方市 字上江三六四六一	同 〇日	年四月三日	訪問介護 介護予 防訪問介 護
喜多方市 社会福祉協議会熱塩加納ヶアプラン	同 市 熱塩加納町米岡字下平乙六〇九	同	同	同	日	居宅介護 支援事業
やまおくりニック 附属元氣サポート 笹谷	福島市笹谷字稲場二八一五	医療法人 慈正会	福島県福島市笹谷字稲場二八一四	平成二六年五月一日		訪問リハビリテ ーション 介護予 防訪問リハ ション
こくぶ薬局本店	会津若松市鶴賀町二一二	株式会社 あさひ調剤	東京都渋谷区代々木二一一一五	平成二五年二月三十一日		居宅療養 管理指導
平田村地域包括支援センター	石川郡平田村大字永田字広町五〇	平田村	福島県石川郡平田村大字永田字広町五〇	平成二六年三月三十一日		介護予 防 支援

センター

(社会福祉課)

福島県告示第四百九十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年八月十五日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査  
福島県知事 佐藤雄平

南相馬市	相馬市	相馬郡新地町	南相馬市	検査区域	検査の期日及び時間	検査場所
				非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第329号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	九月一六日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで 九月一七日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	鹿島区役所 新地町役場
南相馬市	相馬市	相馬市	相馬市	九月二六日 午前一一時三〇分から 午後三時三〇分まで	同	同
南相馬市	相馬市	相馬市	相馬市	九月二六日 午前一一時三〇分から 午後三時三〇分まで	同	同
南相馬市	相馬市	相馬市	相馬市	九月二六日 午前一一時三〇分から 午後三時三〇分まで	同	同

町	右に掲げる市	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	午後三時まで 一〇月三日から一〇月三日まで(土曜日、日曜日及び一〇月三日を除く。) 午前一一時から 午後三時まで	福島県計量検定所
---	--------	------------------------	-------------------------------------------------------------------	----------

二 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	相馬市、南相馬市及び相馬郡新地町	対象となる特定計量器	非自動はかり、分銅及びおもり	検査の期日	一一月四日から一一月九日まで(土曜日、日曜日及び一一月二四日を除く。)
------	------------------	------------	----------------	-------	-------------------------------------

(計量検定所)

福島県告示第四百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年八月十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市大久町大字芦沢一五二、一五二の二、一五七の三、一五七の四、一五九の二、一六一の二、一七八の一、一七九の三、一七九の四、二一八の一、二一九から二二二まで、二二三の一、二三四の一、二三四の二、二四一の四七、二四一の一五〇、字中里八一の二、字称宜内一〇一の一、一〇五、字弥太郎一、大久町小久字成沢六一の一五、六二、六三の一、六三の二、六四の七、六六の一、六六の二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字芦沢一五一、一五二の二、一五七の三、一五七の四、一五九の二、一六一の二、一七八の一、一七九の三、一七九の四、二一八の一、二一九、二二一、二二二(次の図に示す部分に限る。)、二二三の一(次の図に示す部分に限る。)、二二四の一、二二四の二、二四一の四七、二四一の一五〇、字中里八一の二(次の図に示す部分に限る。)、字称宜内一〇の一(次の図に示す部分に限る。)、字弥太郎一(次の図に示す部分に限る。)、大久町小久字成沢六一の一五、六二、六三の一、六三の二、六六の一(次の図に示す部分に限る。)、六六の二(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

**福島県告示第四百九十二号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年八月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道泉岩間植田線	いわき市岩間町岩下一一〇番二地 先から 同 市岩間町岩下七四番地先ま で	平成二十六年八月一八日

(道路計画課)

**福島県告示第四百九十三号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成二十六年八月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	区 間
県道喜多方会津坂下線	喜多方市字三丁目四八四番イ地先から同市字一本木上七七七番六地先までの上り線 喜多方市字三丁目四七七番四地先から同市字一本木上七四八番地先までの下り線

(道路計画課)

### 公 告

**公告第二百四十号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、広野町から広野檜葉都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年八月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する図書
  - 二 縦覧場所
- 総括図、計画図及び計画書の写し
- 福島県土木部都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
- (都市計画課)

### 福島県教育委員会

**福島県教育委員会告示第四号**

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第一項の規定により、次のとおり処分した。

平成二十六年八月十五日

福島県教育委員会

- 一 処分をされた者
  - 身 分 名 福島県公立学校教員
  - 現勤務所 福島県立橋高等学校
  - 氏 名 芳賀 昭男
  - 二 処分した日
- 平成二十六年八月七日

三 処分の内容  
 地方公務員法第二十八条第一項第三号の規定により分限処分として免職する。  
 四 その他

この処分の効力が発生した場合において支給することとなる退職手当（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十条第一項の規定による給付を含む。）は、福島地方方法務局（福島市霞町一番四十六号）に供託する。

（高校教育課）

**正 誤**

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十六年七月十八日付け定例第二千六百八号中

三三九	下	後ろか ら一四	九・四	一一・二
-----	---	------------	-----	------